

令和8年 第2回

定例総会 会議録

志布志市農業委員会

令和8年第2回 志布志市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和8年2月18日(水)					
招集の場所	志布志市役所有明庁舎 3階会議ホール					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和8年2月18日 午前9時30分				
	閉会	令和8年2月18日 午前10時29分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	上野 克比古	○	11	神宮司 順子	○
	2	福岡 裕幸	○	12	畑山 豊子	○
	3	欠 番	—	13	宮脇 茂樹	○
	4	萩迫 修作	○	14	平井 利昭	○
	5	吉野 寅三	○	15	坪山 博志	○
	6	坂中 則雄	○	16	平川 眞由美	×
	7	柳井 義郎	○	17	福岡 剛	○
	8	宮脇 勇	○	18	中之内 瑞穂	×
	9	隈元 健二	○	19	小園 広行	○
	10	栢山 信彦	○	20	福留 幸嘉	○
会議録署名委員	席番 12 番	畑山 豊子	席番 13 番	宮脇 茂樹		
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	高野	事務局次長	黒石		
	主幹兼農地 GSL	圖師	主幹兼農地 GSL	杉原		
	主 事 補	河野	主 事 補	花木		
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番号	氏名	出欠の別	番号	氏名	出欠の別
1	脇田 廣昭	×	9	欠番	—
2	工藤 雅彦	○	10	大田 唯春	×
3	嶽 利浩	×	11	本田 浩昭	○
4	今市 光則	×	12	春田 豊美	×
5	池袋 良子	×	13	圓福 悟	×
6	谷宮 誠實	×	14	垣内 りえ子	×
7	下山 重治	×	15	竹吉 雄二	×
8	道山 幸治	×	16	山下 直樹	×

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第7号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第10号 非農地証明願の承認について 議案第11号 農用地利用集積等促進計画（案）の承認について 議案第12号 地域農業経営基盤強化促進計画変更（案）に係る意見について 議案第13号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名について</p>
-----------------------	---

議長	萩迫	<p>ただいまから、令和8年第2回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>平川委員、中之内委員から欠席の届出がございました。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番12番、畑山委員と、席番13番、宮脇茂樹委員を指名いたします。よろしく願いいたします。</p> <p>日程第2、会期の決定についてを議題といたします。</p> <p>お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、会期は本日1日限りと決定いたします。</p> <p>日程第3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、山迫委員の報告分ですが、辞任したため、現状を事務局で報告をお願いいたします。</p>
事務局	黒石	<p>令和7年2月総会からあっせん継続になっております〇〇さんの畑のあっせんですが、山迫委員が申出者の希望に対応しながら御尽力されましたが、令和7年12月31日付けで辞任されたので、今後も引き続き活動していただくために、委員の変更をご提案する予定でございます。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。</p> <p>次に、宮脇勇委員の報告を2件まとめてお願いいたします。</p>
委員	宮脇勇	<p>〇〇さんの分ですが、相手は決まっているんですけど、なかなか調書作成には至っておりません。引き続き、あっせんの活動を継続していきます。</p> <p>そして、〇〇さんの分ですが、この間もまた1人、圃場に連れていったんですけど、だめでした。それで、〇〇さんと話をした結果、どうしても売りたいということですので、引き続きあっせん活動をしたいと思います。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。</p> <p>次に、栞山委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	栞山	<p>会長より依頼のありました〇〇さんのあっせんの件ですが、現在価格交渉中に入っていますので、うまくいけば来月には報告できると思います。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。</p> <p>次に、福岡裕幸委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	福岡裕幸	<p>会長より依頼がありました〇〇さんの分ですが、現在活動を継続中で頑張って見つけたいと思います。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。</p> <p>次に、私の関係分について報告いたします。</p> <p>1月29日、有明町野神にて、上野委員と農地所有適格法人の現地調査を、2月2日、事務打合せ、6日、議案打合せをそれぞれ事務局にて行いました。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p> <p>次に、日程第4、議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請につい</p>

		<p>てを議題とします。</p> <p>まずは、5ページ、番号11番について審議いたします。番号11番は、令和8年第1回定例総会のあっせん成立番号1番で報告のあった許可申請であります。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号12番について審議いたします。番号12番は、令和8年第1回定例総会のあっせん成立番号2番で報告のあった許可申請であります。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号13番について審議いたします。番号13番の譲受人である〇〇さんは、志布志市外に居住されているため、本日の総会に出席を要請してございます。</p> <p>本日は、〇〇さんが来られておりますので、〇〇さんの入室を許可いたします。</p>
会場 議長 事務局	萩迫 杉原	<p>(〇〇氏 入室)</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いいたします。</p> <p>それでは議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請の番号13番について、ご説明申しあげます。議案書は、5ページ、総会資料は7ページから8ページです。</p> <p>まず譲渡人は、志布志市志布志町にお住まいの〇〇さん、81歳で、譲受人は、曾於市末吉町にお住まいの〇〇さん、71歳です。</p> <p>申請地は、記載されているとおりでございますが、田が2筆で2,580㎡です。</p> <p>また、トラクター3台、自走式田植機1台、コンバイン1台、乾燥機3台を所有しております。</p> <p>譲受人の〇〇さんは、確認したところ認定農業者ではないため、本日出席いただいております。詳細につきましてはお尋ねいただければと思います。</p> <p>〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料8ページの営農計画書のとおりでございますが、申請地には水稻を作付けすることです。</p> <p>申請事由は、譲渡人につきましては農業廃止、譲受人につきましては規模拡大でございます。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適</p>

		格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 以上で、番号 13 番について説明を終わります。 ご審議方、よろしく願いいたします。
議長 委員	萩迫 福岡剛	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 曾於市末吉町からということですが、田之浦の田んぼまでの距離と通 作時間あたりをちょっと教えてください。
会場 委員	〇〇 福岡剛	距離的には 1 km 無いぐらいで、車で 1 分かからないぐらいです。 前回も 3 条申請がありましたが、今回の購入される田んぼは近辺というこ とですか。
会場 議長 会場 議長	〇〇 萩迫 委員 萩迫	はい。隣です。 他にご意見ございませんか。 (会場 なし) 他にご意見もないようですので、〇〇さんには、ここで退席いただきます。 お忙しいところ、ありがとうございました。
会場 議長	〇〇さん 萩迫	(〇〇さん 退席) 他にご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご 異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。
		次に、6 ページ、番号 14 番と、番号 15 番につきましては、譲受人が同一 でありますので、一括して報告を受け、審議したいと思いますが、ご異議ご ざいせんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。
		よって、番号 14 番と番号 15 番につきましては、一括して報告を受け、審 議することといたします。
委員	小園	それでは、小園委員の報告を 2 件まとめてお願いいたします。 会長より依頼のありました番号 14 番と番号 15 番を報告いたします。 議案書は 6 ページ、総会資料は 9 ページです。 まずは、番号 14 番の譲渡人は、志布志市松山町尾野見にお住まいの〇〇 さんです。 譲受人は、志布志市志布志町帖の天神集落にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅から、車で 15,6 分のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては は、規模拡大でございます。 次に、番号 15 番の譲渡人は、宮崎県串間市大字西方にお住まいの〇〇さ んです。 譲受人は、先ほどの番号 14 番と同じく、〇〇さんです。 議案書は 6 ページ、総会資料は 10 ページから 11 ページです。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、譲渡人宅からは、1 筆目の

		<p>尾野見 1583 番 5 は 14 分から 15 分で、そこから 2 筆目の尾野見 1821 番 1 までは 2,3 分のところにあります。</p> <p>申請事由は、譲渡人につきましては、農業廃止、譲受人につきましては、規模拡大でございます。</p> <p>〇〇さんは認定農業者であり、ご夫婦とご両親の 4 人で、ピーマン、キュウリ、じゃがいも等を主に栽培しており、申請地にもキュウリと馬鈴薯を作付する予定とのことです。</p> <p>また、トラクター 7 台、管理機等 3 台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。はじめに、番号 14 番につきまして、何かご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 15 番につきまして、何かご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 16 番について審議いたします。それでは、本田委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	本田	<p>会長より依頼のありました番号 16 番を報告いたします。</p> <p>議案書は 6 ページ、総会資料は 12 ページです。</p> <p>譲渡人は、霧島市国分中央にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、有明町伊崎田にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりです。</p> <p>譲受人宅から車で 5 分のところにあります。申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、規模拡大でございます。</p> <p>〇〇さんは、夫婦 2 人で水稻を主に栽培しており、申請地にも水稻を作付するとのことです。</p> <p>また、トラクター 1 台を保有しています。</p> <p>申請地は、〇〇さん所有地の隣であり、10 年以上耕作しておらず、〇〇さんが耕運等をしており、遊休農地になって困るということで申請になった次第です。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。</p>

議長	萩迫	ご審議方、よろしくお願いいたします。
会場	委員	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 次に、7ページ、番号 17 番について、審議いたします。それでは、宮脇 茂樹委員の報告をお願いいたします。
委員	宮脇茂樹	会長より依頼のありました番号 17 番を報告いたします。 議案書は7ページ、総会資料は13ページです。 譲渡人は、霧島市国分中央にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、有明町伊崎田にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅から、車で10分のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、 規模拡大でございます。 〇〇さんは、奥さんと2人でお茶を栽培しており、申請地にはお茶が植えて あり、購入した後も栽培を続けるとのこと。 また、トラクター1台、耕運機1台を保有しております。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の 適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 次に、番号 18 番と、8ページ、番号 19 番につきましては、譲受人が同一 でありますので、一括して報告を受け、審議したいと思ひますが、ご異議ご ざいませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 よって、番号 18 番と番号 19 番につきましては、一括して報告を受け、審 議することといたします。
委員	宮脇茂樹	それでは、同じく宮脇茂樹委員の報告を2件まとめてお願いいたします。 会長より依頼がありました番号 18 番と番号 19 番を報告いたします。 議案書は7ページ、8ページ、総会資料は14ページから20ページにあり ます。 まず、番号 18 番の譲渡人は、志布志町帖にお住まいの〇〇さんで、譲受

		<p>人は、有明町伊崎田にあります株式会社〇〇、代表取締役〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 法人事務所から、車で10分から20分のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、廃業、譲受人につきましては、規模拡大でございます。</p> <p>次に、番号19番の譲渡人は、志布志町帖にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、先ほどの番号18番と同じく株式会社〇〇、代表取締役〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 法人事務所から、車で10分から20分のところにあります。 申請事由は、譲渡人につきましては、廃業、譲受人につきましては、規模拡大でございます。</p> <p>株式会社〇〇は、農地所有適格法人で、代表者と従業員で、お茶とピーマンを主に栽培しており、申請地にはお茶が植えてあり、続けてお茶を栽培するとのことです。 また、茶生産・製造に関する機械多数を保有されております。 番号18番、番号19番の全部の畑は、〇〇さんが今まで借りてお茶を植えておられたところの畑になります。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。 ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。はじめに、番号18番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めまます。 次に、番号19番につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めまます。 次に、番号20番について、審議いたします。それでは、坪山委員の報告をお願いいたします。
委員	坪山	<p>会長より依頼のありました番号20番を報告いたします。 議案書は、8ページから9ページ、総会資料は、21ページでございます。 譲渡人は、鹿児島市明和〇丁目〇〇番〇号〇〇ビル〇〇号にお住まいの〇〇さん、58歳でございます。 譲受人は、有明町野井倉の押切西自治会にお住まいの〇〇さんです。63歳でございます。</p>

		<p>申請地は、議案書に記載されているとおりでございます。</p> <p>譲受人宅からは、徒歩2分、約50mのところにあります。</p> <p>申請事由は譲渡人につきましては、農業廃止、譲受人につきましては、規模拡大でございます。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者ではありませんが、農作業歴30年で、本人と奥さんと2人で水稲と甘藷を栽培しております。</p> <p>申請地には、水稲を作付することとでございます。</p> <p>また、トラクター2台、散布機1台、モア1台を保有しております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、9ページ、番号21番について、審議いたします。それでは、上野委員の報告をお願いいたします。
委員	上野	<p>会長より依頼のありました番号21番を報告いたします。</p> <p>議案書は9ページ、総会資料は22ページから23ページであり、譲渡人は、有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりです。</p> <p>譲受人宅から、車で約2分のところにあります。</p> <p>申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、規模拡大でございます。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり、本人と母、弟の3人で経営しております。</p> <p>生産牛は30頭、水稲を栽培しており、申請地は牧草を作付けするということです。</p> <p>トラクター4台、タイヤショベル1台、コンバイン1台、トラック3台を所有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。

会場 議長	委員 萩迫	<p>次に、番号 22 番と、10 ページ、番号 23 番につきましては、譲受人が同一でありますので、一括して報告を受け、審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、番号 22 番と番号 23 番につきましては、一括して報告を受け、審議することといたします。</p>
委員	平井	<p>それでは、平井委員の報告を 2 件まとめてお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました番号 22 番と番号 23 番を報告いたします。</p> <p>議案書は 9 ページ、総会資料は 24 ページと 25 ページです。</p> <p>まず番号 22 番の譲渡人は、神奈川県厚木市戸室にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、有明町蓬原にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりです。</p> <p>譲受人宅から、10 分のところにあります。</p> <p>申請事由は、譲渡人につきましては、贈与、譲受人につきましては、受贈でございます。</p> <p>次に番号 23 番の譲渡人は、兵庫県伊丹市車塚にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、先ほどの番号 22 番と同じく〇〇さんです。</p> <p>議案書は 10 ページ、総会資料は 26 ページと 27 ページです。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりです。</p> <p>譲受人宅から、10 分のところにあります。</p> <p>申請事由は、譲渡人につきましては、贈与、譲受人につきましては、受贈でございます。</p> <p>〇〇さんは、認定農家ではありませんが、お茶、水稻を栽培しており、申請地にも、お茶を作付けする予定とのことです。</p> <p>またトラクター、茶園管理機、田植え機、軽トラックなどを保有しています。</p>
議長	萩迫	<p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p> <p>はい、ご苦労さまでした。はじめに、番号 22 番につきまして、何かご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 23 番につきまして、何かご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。</p>

会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 24 番について、審議いたします。それでは、平川委員の報告ですが、本日欠席ですので、事務局で報告をお願いいたします。
事務局	花木	それでは平川委員に代わりまして、議案第 6 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の番号 24 番について、ご説明申しあげます。議案書は、10 ページ、総会資料は 28 ページです。 まず譲渡人は、有明町野神にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、同じく有明町野神にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、記載されているとおりでございますが、畑が 2 筆で 7,329 m ² です。譲受人宅から徒歩約 5 分のところにあります。 申請事由は、親子間による贈与・受贈でございます。 〇〇さんは親子でなすを栽培しており、申請地にもなすを栽培しているとのことでした。 また、トラクター 2 台、トラック 1 台を所有しております。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。 以上で、番号 24 番について説明を終わります。 ご審議方、よろしくをお願いいたします。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 25 番について、審議いたします。それでは、宮脇勇委員の報告をお願いいたします。
委員	宮脇勇	会長より依頼のありました番号 25 番を報告いたします。 議案書は 10 ページ、総会資料は 29 ページから 31 ページです。 譲渡人は、有明町原田にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、有明町原田にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 譲受人宅からは、隣になります。 申請事由は、譲受人につきましては、相手方の要望、譲渡人につきましては、新規就農でございます。 〇〇さんは、夫婦 2 人で、自家消費としてトマトと甘藷を作付けする予定とのことです。また、管理機、耕運機、軽トラックがありました。 新規就農ですので、5 年以上継続して耕作する旨の誓約書が添付されています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。

議長	萩迫	ご審議方、よろしくお願いいたします。
会場	委員	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
議長	萩迫	(会場 なし)
		ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議
会場	委員	ございませんか。
議長	萩迫	(会場 異議なし)
		異議なしと認めます。
		次に、11 ページ、番号 26 番について、審議いたします。それでは、福留
委員	福留	委員の報告をお願いいたします。
		会長より依頼がありました番号 26 番を報告いたします。
		議案書は 11 ページ、総会資料は 32 ページから 34 ページです。
		譲渡人は、松山町尾野見〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、松
		山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。
		申請地は、議案書に記載されているとおりです。
		譲受人宅からは、すべて車で 5 分のところにあります。
		申請事由は、譲渡人につきましては、贈与、譲受人につきましては、受贈
		でございます。
		〇〇さんは、奥さんと 2 人で、牧草を主に栽培しており、申請地にも牧草
		を作付するとのことでした。
		また、トラクター 4 台、ダンプ 1 台、ロールベアラー 1 台、田植え機 1 台
		を保有しています。
		以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の
		適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。
		ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議
		ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号 27 番について、審議いたします。それでは、隈元委員の報告
委員	隈元	をお願いいたします。
		会長より依頼のありました番号 27 番を報告いたします。
		議案書は 11 ページ、総会資料は 35 ページです。
		譲渡人は、志布志市松山町尾野見にお住まいの〇〇さん、73 歳です。
		譲受人は、志布志市松山町尾野見にお住まいの〇〇さん、80 歳です。とて
		も元気です。
		申請地は、議案書に記載されているとおりです。
		譲受人宅からは、5 分のところにあります。隣が自分の田んぼです。
		申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては、
		規模拡大でございます。

		<p>〇〇さんは、夫婦で水稻を主に栽培しており、申請地にも水稻を作付する予定とのことです。</p> <p>また、トラクター、田植機、軽トラック各1台ずつ保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって日程第4、議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定いたしました。
		次に、日程第5、議案第7号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。
		まずは、13ページ、番号2番を審議いたします。現地を調査された福岡剛委員の報告をお願いいたします。
委員	福岡剛	議案第7号、番号2番について報告いたします。
		議案書13ページ、総会資料37ページから39ページです。
		調査日は、2月4日、調査員は、平井委員、本田委員と私、福岡です。
		申請人は、有明町伊崎田にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人でした。
		申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。
		用途区分変更の目的は、農業用倉庫の建設です。
		現在、農機具等をお茶の加工場その他に置いているが、手狭になったため、新しく倉庫を建設するとのことです。
		申請地の農地区分は、農用地区域内農地であり、農用地利用計画で指定された用途に供する場合は、転用の許可も可能です。
		以上のことにより、調査員協議の結果、用途区分の変更をしても問題ないのではないかとこの意見の一致を見ました。
		ご審議方、よろしく願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。用途区分の変更を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって日程第5、議案第7号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう市長に提出することに決定いたしました。

		<p>た。</p> <p>次に、日程第6、議案第8号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>まずは、15 ページ、番号1 番を審議いたします。現地を調査された坪山委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第8号、番号1 番について報告いたします。</p> <p>調査日は、2月4日、調査員は、畑山委員、工藤委員、私、坪山と事務局1名、計4名でした。</p> <p>申請人は、株式会社〇〇、代表取締役〇〇さんです。立会人は、株式会社〇〇の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の場所、所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料40 ページから42 ページのとおりでございます。</p> <p>転用目的は、駐車場でございます。</p> <p>内容といたしましては、株式会社〇〇は、社員従業員合わせて、約240名の方々が働いている法人の会社でございます。</p> <p>事業量の増加に伴い、運送車両やフォークリフトなどの作業機、通勤車両、社用車、自動車などが増加しておりまして、敷地内での事故防止を図るための通行スペースの確保と、視察研修受け入れや来客者の増加に伴う駐車場の確保が急務になっている現状であります。</p> <p>このことから、周辺土地の検討、相談等を行っていましたが、適地の確保ができないため、自社所有地を駐車場に転用するものであります。</p> <p>また、防除計画による駐車場としての機能を持たせるため、砕石を10cm程度転圧散布し、地下浸透して行いたいということでございます。</p> <p>周辺は、高いブロック塀で囲まれているため、雨水の隣接への流出はないと思われます。日照、通風なども支障がないと思われます。</p> <p>申請地の農地区分は、10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。</p> <p>ご審議方、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号2番を審議いたします。現地を調査された同じく坪山委員の報告をお願いいたします。
委員	坪山	議案第8号、番号2番について報告いたします。

		<p>調査日は、2月4日、調査員は、畑山委員、工藤委員、私、坪山と事務局1名の4名でございました。</p> <p>申請人は、株式会社〇〇、代表取締役〇〇さんです。</p> <p>立会人は、同じく株式会社〇〇の〇〇さんでした。</p> <p>転用目的は、駐輪駐車場でございます。</p> <p>その他につきましては、先ほど説明しましたので省略します。</p> <p>申請地の農地区分は、10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われまます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号3番を審議いたします。現地を調査された工藤委員の報告をお願いいいたします。
委員	工藤	<p>議案第8号、番号3番について報告いたします。</p> <p>総会資料は、46ページから48ページです。</p> <p>調査日は、2月4日、調査員は、畑山委員、坪山委員と私、工藤です。</p> <p>事務局から1名の同行です。</p> <p>申請人は、曾於郡大崎町菱田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人も、ご本人〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。</p> <p>転用目的は山林です。</p> <p>申請地は、周囲を高木、杉、竹に囲まれており日当たりが悪く、農地としての利用は困難であるため、クヌギを植えられるそうです。</p> <p>排水等も問題ありませんでした。</p> <p>申請地の農地区分は、10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議

会場 議長	委員 萩迫	<p>ございませんか。</p> <p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第6、議案第8号、農地法第4条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。</p>
委員	福岡剛	<p>次に、日程第7、議案第9号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。</p> <p>まずは、17ページ、番号2番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された福岡剛委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第9号、番号2番について報告いたします。</p> <p>総会資料は、49ページから51ページです。</p> <p>調査日は、2月4日、調査員は、平井委員、本田委員と私、福岡です。</p> <p>譲渡人は、千葉県松戸市にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、京都府京都市に事務所のある〇〇株式会社、代表取締役〇〇さんです。</p> <p>立会人は、株式会社〇〇の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。</p> <p>転用目的は、太陽光発電施設です。</p> <p>申請地は、市道より一部高い位置にあるため、土留工事を行い、防草シートを張り、土砂の流出を防ぐとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は、10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。</p> <p>ご審議方、よろしくをお願いいたします。</p>
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号3番を審議いたします。</p>
委員	平井	<p>現地を調査された平井委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第9号、番号3番について報告いたします。</p> <p>調査日は、2月4日、調査員は、福岡委員、本田委員と私、平井です。</p> <p>譲渡人は、有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等につきましては、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。</p>

	<p>転用目的は、一般住宅です。</p> <p>排水は、集落排水を使うとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は、10haの農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は、集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長 会場 議長</p>	<p>萩迫 委員 萩迫</p> <p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
<p>会場 議長</p>	<p>委員 萩迫</p> <p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第7、議案第9号、農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第8、議案第10号、非農地証明願の承認についてを議題とします。</p>
<p>委員</p>	<p>畑山</p> <p>まずは、19ページ、番号1番を審議いたします。現地を調査された畑山委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第10号、番号1番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は、2月4日、調査員は、坪山委員、工藤委員と私と、あと事務局から1人です。</p> <p>申請人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は、夫である〇〇さんでした。</p> <p>申請地の場所、所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書19ページ及び総会資料55ページから57ページのとおりです。</p> <p>他、立会人から聞き取った内容としましては、令和6年1月10日に、父親から相続をされたそうです。以前、昭和61年ごろに、隣接地である2112番3に住宅を建設しましたが、平成16年頃、合併浄化槽を設置した際、自宅の車庫の基礎があり設置ができなかったため、隣接していた父親の土地、つまり今回の申請地に排水パイプを埋め込んでしまいましたとのことでした。以降、耕作されておらず、農地への復元が困難になったものです。</p> <p>なお、申請地の残地については、自家消費用の畑として維持をなさるそうです。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致を見ました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長 会場</p>	<p>萩迫 委員</p> <p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし)</p>

議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 次に、番号2番を審議いたします。現地を調査された本田委員の報告をお願いいたします。
委員	本田	議案第10号、番号2番について報告いたします。 調査日は、2月4日、調査員は、平井委員、福岡委員と私、本田です。 申請人は、有明町伊崎田にお住まいの〇〇さんです。 立会人は、〇〇さん本人でした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等についてはそれぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 申請地は、平成11年にご主人の〇〇さんが電気工事の事務所を建設しましたが、平成27年に亡くなり相続になっています。 事務所周りや碎石が敷き詰められており、農地への復元が困難になったものです。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致を見ました。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 よって、日程第8、議案第10号、非農地証明願の承認については、非農地と承認することに決定いたしました。 次に、日程第9、議案第11号、農用地利用集積等促進計画(案)の承認についてを議題とします。
事務局	河野	はじめに、利用権の設定について、事務局の説明を求めます。 議案第11号の農用地利用集積等促進計画(案)の利用権の設定分について、ご説明申し上げます。 議案書は、21ページから25ページとなっております。 まずは議案書21ページの総括表の利用権の設定分をご覧ください。今回の促進計画(案)は、始期が令和8年度の5月1日となるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が60,049㎡、畑が144,365㎡、樹園地が6,500㎡で、合計しますと210,914㎡となっております。農地の地権者数は44名、耕作者となる配分予定者は24名です。 借り手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件である耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に

		<p>利用し、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。</p> <p>以上で、議案第 11 号、農用地利用集積等促進計画（案）の利用権の設定分について説明を終わります。ご審議方、よろしく願いいたします。</p> <p>ただいま事務局から説明がありました。22 ページ、番号 1 番から 25 ページ、番号 115 番まで、並びに機構管理農地、番号 1 番と、21 ページの総括表につきまして、何かご意見ございませんか。</p>
議長	萩迫	
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、日程第 9、議案第 11 号、農用地利用集積等促進計画(案)の承認については、提案のとおり決定いたしました。
		次に、日程第 10、議案第 12 号、地域農業経営基盤強化促進計画変更（案）に係る意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	杉原	<p>それでは議案第 12 号、地域農業経営基盤強化促進計画変更（案）に係る意見について、ご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定に基づき意見を求められた今回の地域計画の変更でございますが、議案書 27 ページ、番号 1 番は、志布志町安楽区の該当地番について、農業を担う者の変更及び地域計画への編入でございます。</p> <p>次に、番号 2 番については、松山町尾野見区の該当地番について、農業を担う者の変更及び地域計画への編入でございます。</p> <p>以上、ご審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長	萩迫	ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、日程第 10、議案第 12 号、地域農業経営基盤強化促進計画変更（案）に係る意見については、農業委員会としては、特に異議なしの意見を付し、市長へ報告することに決定いたしました。
		次に、日程第 11、議案第 13 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	黒石	<p>議案第 13 号 農地移動適正化あっせん基準に基づくあっせん委員の指名について、ご説明いたします。議案書 29 ページをお開きください。</p> <p>番号 2 の申出者は、有明町蓬原にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。</p>

		<p>あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。</p> <p>あっせん委員につきましては、畑山委員、圓福委員の指名をご提案いたします。</p> <p>番号3の申出者は、有明町蓬原にお住まいの〇〇さんで、鹿児島市昭和にお住まいの〇〇さんから委任を受けた売買の申出となっております。</p> <p>あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。</p> <p>あっせん委員につきましては、畑山委員、圓福委員の指名をご提案いたします。</p> <p>番号4の申出者は、有明町蓬原にお住まいの〇〇さんで、さいたま市浦和区にお住まいの〇〇さんから委任を受けた売買の申出となっております。</p> <p>あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。</p> <p>あっせん委員につきましては、畑山委員、圓福委員の指名をご提案いたします。</p> <p>番号5の申出者は、先ほど休会中の報告で説明しました、志布志町安楽にお住まいの〇〇さんの畑の売買の申出でございます。</p> <p>この、あっせんの土地は令和7年第2回定例総会から、あっせん継続になっている案件で、今回、農業委員の辞任に伴い、あっせん委員の変更を提案するものでございます。</p> <p>あっせん委員につきましては、隈元委員、下山委員の指名をご提案いたします。以上で、説明を終わります。ご審議方、よろしく願います。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第11、議案第13号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で、全日程を終了いたしました。これで、本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。</p>

上記会議の経過は、事務局長高野が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため署名する。

議 長

委 員

委 員